

## 月形町創生総合戦略審議会条例

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、重要な事項を調査審議するため、月形町創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所承事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 月形町人口ビジョン及び月形町創生総合戦略（次号において「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。
- (3) その他総合戦略に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町の区域内の公共的団体及び関係機関の役員または職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬および費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員の報酬および費用弁償支給に関する条例（平成13年月形町条例第19号）も一部を次のように改正する。

別表第1まちづくり推進会議委員の項の次に次のように加える。

「

月形町創生総合戦略審議会委員	日額	7,200
----------------	----	-------

」